

求職者支援制度の指定 来所日の取扱いについて



特定求職者のみなさまへ



緊急事態宣言が発令された区域（北海道：令和3年8月27日（金）～）においては、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる特例的な取扱いとして、当面の間、原則、**郵送**による申請手続きとなります。

また、本人が当初指定された指定来所日での来所を希望せず、指定来所日の変更を希望する場合には、次の指定来所日までに限って変更を行うことができます。

なお、現在、指定されている指定来所日に来所することを希望される場合は、通常どおり来所していただき、申請手続きを行うことも可能です。

◎詳しくは、管轄のハローワークの職業訓練担当までお問い合わせください。



なお、来所される場合はマスクの着用等、十分な感染予防対策をお願いいたします。

